

こども園における感染症の登園基準

- * こども園は集団生活のため、様々な感染症が流行します。お子様自身の回復のためにも、また周りに感染させないためにも、かかりつけ医の許可が出てから登園をお願い致します。
- * 登園にあたりましては別紙の登園届の提出をお願い致します。

医師の登園許可証が必要な感染症

病名	登園の基準（めやす）
インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、解熱した後2日を経過している状態 （乳幼児においては、3日経過している状態）
水ぼうそう	全ての発しんが、痂痂（かさぶた）化している状態
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線、舌下線の腫れが出てから、5日経過し、また全身の状態が良好になっている状態
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血などの主な症状が消失した後、2日経過している状態
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失した状態
麻疹	発しんに伴う発熱が解熱後、3日を経過している状態
風しん	発しんが消失している状態
百日咳	特有の咳が消失した状態、または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了している状態
結核・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス	医師により感染の恐れがないと認められた状態
腸管出血性大腸菌感染症 （0157・026・0111など）	
急性出血性結膜炎	
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	
新型コロナウイルス	国、自治体の基準をクリアした状態